

# 建設工事に関する 法令遵守について

---

平成30年10月31日

近畿地方整備局 建設業法令遵守指導監督室

- **建設業法の概要と  
適正な施工体制・配置技術者**
- **建設現場における建設業法令遵守**
- **建設業の社会保険加入対策**
- **建設キャリアアップシステム**

# 建設業法の概要と 適正な施工体制・配置技術者

## 建設業法第1条（目的）

この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする

- 第一の目的 建設工事の**適正な施工を確保し、発注者を保護**すること。
- 第二の目的 **建設業の健全な発達**を促進すること。

## 建設生産物の特性（他の産業には見られない特殊性）

- ① **受注産業**  
⇒ 一品ごとの注文生産であり、あらかじめ品質を確認できない
- ② **移動産業**  
⇒ 機械や労働力の能率的な使用が難しい
- ③ **屋外産業**  
⇒ 気象天候の影響を大きく受ける
- ④ **総合産業**  
⇒ 他の各種産業と密接に結びついている  
⇒ 長期間、不特定多数の業者が施工に関与する（下請が多く重層的）

## 建設業の許可を要するもの

### 許可制度

**国土交通大臣許可**

(2以上の都道府県に営業所を設置)

**都道府県知事許可**

(1の都道府県のみ  
に営業所を設置)

### 29業種

(土木工事業・建築工事業等)

**特定建設業許可**  
(4,000万円※1以上の  
下請契約を結ぶ工事)

**一般建設業許可**  
(特定建設業以外)

### 許可の要件

**経営能力**

⇒経營業務管理責任者の設置

**業種毎の技術力**

⇒営業所専任技術者の設置

**誠実性**

**財産的基礎**

## 建設業の許可を要しないもの

### 500万円未満の建設工事

(建築一式工事については、  
1500万円未満又は150㎡未満の  
木造住宅工事)

※1… 建築一式工事業の場合は、6,000万円

### 技術者制度

建設工事の適正な施工の確保

**監理技術者の設置**

(4,000万円※1以上の  
下請契約を結ぶ工事)

**主任技術者の設置**

(全ての建設工事)

**技術者の専任配置**

(公共性のある又は多数の者が利用する施設・工作物に関する重要な工事を行う場合)

### 経営事項審査

**経営に関する客観的事項の審査**  
(公共工事の入札に参加しようとする建設業者)

- ① 経営規模
- ② 経営状況
- ③ 技術力
- ④ その他

### 監督処分

※ 許可を有さない者に対しても処分可能

法令遵守の実効性を確保するため  
不適格な者に対する処分

- ① 指示処分
- ② 営業停止処分
- ③ 許可取消処分
- ④ 罰則の適用

### 請負契約の適正化

公正な請負契約の締結義務  
請負契約の書面締結義務 等

- 請負契約の片務性の改善
- 下請負人保護の徹底

### 紛争の処理

**建設工事紛争審査会**

(建設工事の請負契約に関する紛争の処理のため、国土交通省及び都道府県に設置) (裁判外紛争処理機関 (ADR))

- ① あっせん
- ② 調停
- ③ 仲裁

## 建設業の許可制度

○建設業を営もうとする者の資質の向上を図るためには、施工能力、資力、信用がある者に限り、その営業を認める制度が必要



○建設業法においては、「軽微な建設工事(※)」のみを請け負うことを営業とする者を除き、建設業を営もうとする者は、建設業の許可を受けなければならない

※「軽微な建設工事」とは、請負契約の額が500万円に満たない建設工事（建築一式工事にあつては1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事）をいう

## 建設工事の請負契約とは

「建設工事の請負契約」 = 契約の形態や名称を問わず、報酬を得て、建設工事の完成を目的として締結する契約

☞建設工事にあたらぬもの

- ①草刈り、除雪、路面清掃などの作業
- ②建設機械や仮設材などの賃貸借
- ③保守点検のみの委託契約
- ④工作物の設計業務
- ⑤地質調査、測量調査などの業務
- ⑥警備業務（交通誘導員）
- ⑦資材等の売買 など

建設業の許可は、建設業法別表第一の上欄に掲げる「土木一式工事」「建築一式工事」「とび・土工・コンクリート工事」など、29の建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる業種に分けて与えるものとされている。

	建設工事の種類 (建設業法別表第一上欄)	建設業の許可業種 (建設業法別表第一下欄)
1	土木一式工事	土木工事業
2	建築一式工事	建築工事業
3	大工工事	大工工事業
4	左官工事	左官工事業
5	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業
6	石工事	石工事業
7	屋根工事	屋根工事業
8	電気工事	電気工事業
9	管工事	管工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事業
12	鉄筋工事	鉄筋工事業
13	舗装工事	舗装工事業
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
15	板金工事	板金工事業

	建設工事の種類 (建設業法別表第一上欄)	建設業の許可業種 (建設業法別表第一下欄)
16	ガラス工事	ガラス工事業
17	塗装工事	塗装工事業
18	防水工事	防水工事業
19	内装仕上工事	内装仕上工事業
20	機械器具設置工事	機械器具設置工事業
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事業
22	電気通信工事	電気通信工事業
23	造園工事	造園工事業
24	さく井工事	さく井工事業
25	建具工事	建具工事業
26	水道施設工事	水道施設工事業
27	消防施設工事	消防施設工事業
28	清掃施設工事	清掃施設工事業
29	解体工事	解体工事業

※「解体工事業」は、平成28年6月1日付けで新しく業種として追加されました。

# ●建設業法等の一部を改正する法律（平成26年6月4日公布）

建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）  
・浄化槽法・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

## 背景

- 近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生。 → 離職者の増加、若年入職者の減少等による将来の工事の担い手不足等が懸念
  - 維持更新時代の到来に伴い解体工事等の施工実態に変化が発生 → 維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保が急務
- 建設工事の適正な施工とその担い手の確保が喫緊の課題

## 概要

### ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

- ①ダンピング防止を公共工事の入札契約適正化の柱として追加【入契法】 → 見積能力のない業者が最低制限価格で入札するような事態を排除
- ②公共工事の入札の際の入札金額の内訳の提出を義務付け、発注者はそれを適切に確認【入契法】 → 談合の防止
- ③建設業者及びその団体による担い手確保・育成並びに国土交通大臣による支援の責務を明記【建設業法】 → 手抜き工事や下請へのしわ寄せを防止
- 業界による自主的な取組を促進することにより、建設工事の担い手の確保・育成を推進

### 維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保

- ④建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業を新設【建設業法】 → 解体工事について、事故を防ぎ、工事の質を確保するため、必要な実務経験や資格のある技術者を配置
  - ⑤公共工事における施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事にも拡大（下請金額による下限を撤廃）【入契法】 → 維持修繕等の小規模工事も含め、施工体制の把握を徹底することにより、手抜き工事や不当な中間搾取を防止
  - ⑥建設業許可に係る暴力団排除条項を整備<sup>(※)</sup>するとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合に公共発注者から許可行政庁への通報を義務付け【建設業法】【入契法】 → 建設業・公共工事からの暴力団排除を徹底
- ※許可が不要な浄化槽工事業・解体工事業の登録についても暴力団排除条項を整備【浄化槽法】【建設リサイクル法】

⑦その他、許可申請書の閲覧制度について個人情報を含む書類を除外する等、必要な改正を措置

(※)公共工事の品質確保の促進に関する法律

品確法(※)改正等の入札契約制度の改革と一体となって、  
現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工とその担い手の確保を実現

<b>経緯</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 4/4 参議院本会議可決（全会一致）</li> <li>➢ 5/29 衆議院本会議可決（全会一致）</li> <li>➢ 6/4 公布</li> </ul>
-----------	---

<b>施行日</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 公布の日（H26.6.4）に施行（③）</li> <li>➢ H26.9.20に施行（①）</li> <li>➢ H27.4.1に施行（②⑤⑥⑦）</li> <li>➢ H28.6.1に施行予定（④）</li> </ul>
------------	--



施工能力を有する建設業者への発注
疎漏工事・公衆災害の防止
専門工事業の地位の安定、技術の向上



【許可の要件】

- ・技術力
- ・経営能力
- ・誠実性
- ・財産的基礎

## 建設業法

業種ごとに建設業許可

28業種(S46制定)

- 総合2業種
  - ・土木
  - ・建築
- 専門26業種
  - ・大工
  - ・左官
  - ・とび・土工
  - ・
  - ・

技術者

業種に応じた技術者を営業所や現場に確保・配置

- 実務経験
- 資格(技術検定等)

解体の実務経験、資格を有する技術者の配置が必要

とび・土工

**解体**

## 現在の業種区分

土木工事業	タイル・れんが・ブロック工事業	内装仕上工事業
建築工事業	鋼構造物工事業	機械器具設置工事業
大工工事業	鉄筋工事業	熱絶縁工事業
左官工事業	ほ装工事業	電気通信工事業
とび・土工工事業	しゅんせつ工事業	造園工事業
石工事業	板金工事業	さく井工事業
屋根工事業	ガラス工事業	建具工事業
電気工事業	塗装工事業	水道施設工事業
管工事業	防水工事業	消防施設工事業
		清掃施設工事業

今回解体工事業を新設する背景

- ・重大な公衆災害発生
- ・環境等の視点
- ・建築物等の老朽化 など

## ○施行日

公布日（平成26年6月4日）から**2年**以内で政令で定める日

→平成28年6月1日

（以後、原則、解体工事業を営むに際し解体工事業の許可が必要）

## ○経過措置

①施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き**3年間**（**平成31年5月まで**）は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能。

（平成31年6月1日以降は、解体工事業の許可が必要）

## ②技術者要件に関する経過措置

平成33年3月31日までの間は、平成28年5月31日時点でのとび・土工工事業の技術者（既存の者に限る。）も解体工事業の技術者とみなす。

（平成33年4月1日以降は、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要）

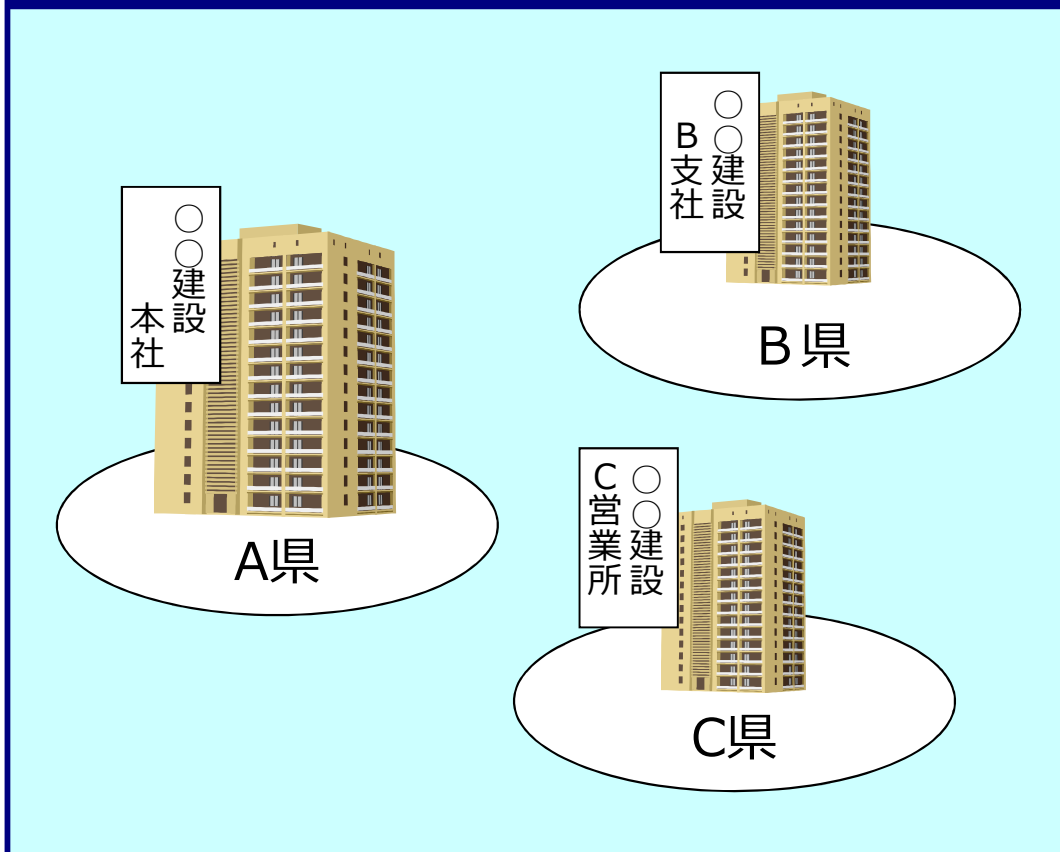
# 解体工事の内容、例示、区分の考え方について

建設工事の種類 (建設業法別表 第一の上欄)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日 建設省告 示第350号)	建設工事の例示 (平成15年4月3日 建設業許可事務 ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (平成14年4月3日 建設業許可事務ガイドライン)
とび・土工・コン クリート工事	イ)足場の組立て、機械器 具・建設資材等の重量物の 運搬配置、鉄骨等の組立て、 <u>工作物の解体</u> ※等を行う工事  ロ)～ハ) (略)	イ)とび工事、ひき 工事、足場等仮設 工事、重量物の揚 重運搬配置工事、 鉄骨組立て工事、 コンクリートブロッ ク据付け工事、 <u>工 作物解体工事</u> ※  ロ)～ハ) (略)	(略)
<u>解体工事</u> ※	<u>工作物の解体を行う工事</u> ※	<u>工作物解体工事</u> ※	● <u>それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。*</u>

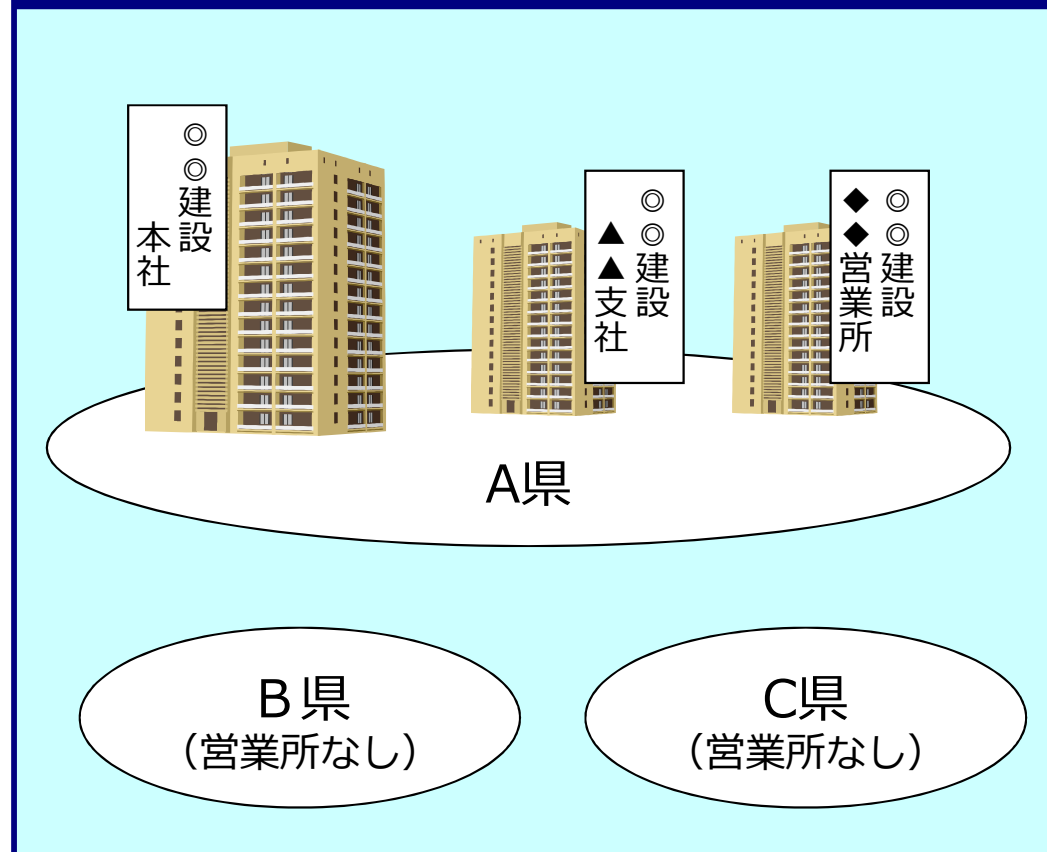
※ 平成28年6月1日から施行。

国土交通大臣許可	2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて建設業を営む者
都道府県知事許可	1の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて建設業を営む者

## 国土交通大臣許可



## 都道府県知事許可



## 一般建設業

軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする場合を除き、  
建設業を営む者は、元請・下請を問わず一般建設業の許可が必要

建設業法上では、まずは一般建設業の許可が必要である旨を規定し、さらに……

## 特定建設業

発注者から直接工事を請け負い、かつ、4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上を下請契約して工事を施工する者は特定建設業の許可が必要



発注者

元請 A

←……… 発注者から直接工事を請け負う者

一次下請 B  
工事請負契約  
b 円

一次下請 C  
工事請負契約  
c 円

一次下請 D  
工事請負契約  
d 円

測量業者 G  
測量委託契約  
g 円

警備業者 H  
警備委託契約  
h 円

資材業者 I  
資材売買契約  
i 円

二次下請 E  
工事請負契約  
e 円

三次下請 F  
工事請負契約  
f 円

建設工事に該当しないため、判断の対象外

ポイント【特定建設業が必要な場合】

元請 A

の締結する

一次下請との下請契約の総額 (b+c+d) 円

が

4,000万円以上になる場合、特定建設業の許可が必要です。

※建築一式工事の場合は、「4,000万円」を「6,000万円」に読み替える。

## 営業所の専任技術者



### 営業所の専任技術者（法第7条第2項又は法第15条第2項）

- 営業所ごとに専任（当該営業所に常勤して専らその職務に従事する）
- 許可の要件（業種毎に専任技術者が必要／複数業種の兼務は可能）
- 建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するために設置

## 主任技術者



### 主任技術者（法第26条第1項）

- 工事現場ごとに配置
- 許可業者は、全ての建設工事に配置する義務がある
- 施工計画の作成、工程管理、品質管理、その他技術上の管理、施工に従事する者の技術上の指導監督を行う

## 監理技術者



### 監理技術者（法第26条第2項）

- 工事現場ごとに配置
- 元請業者の下請負契約の総額が4000万円（建築一式工事は6000万円）以上の場合、主任技術者に代えて配置
- 施工計画の作成、工程管理、品質管理、その他技術上の管理、施工の従事する者の技術上の指導監督を行う

# 工事現場に配置する技術者①

建設工事の適正な施工を確保するためには、実際に施工を行っている工事現場に一定の資格・経験を有する技術者を配置し、施工状況の管理・監督をすることが必要です。  
(建設業法第26条)

## 主任技術者

請負代金の額、元請・下請の別にかかわらず、必ず工事現場に配置  
(500万円未満の工事であっても、許可を受けた建設業者であれば、主任技術者の配置が必要)

- ①1級・2級の国家資格者 ②実務経験者

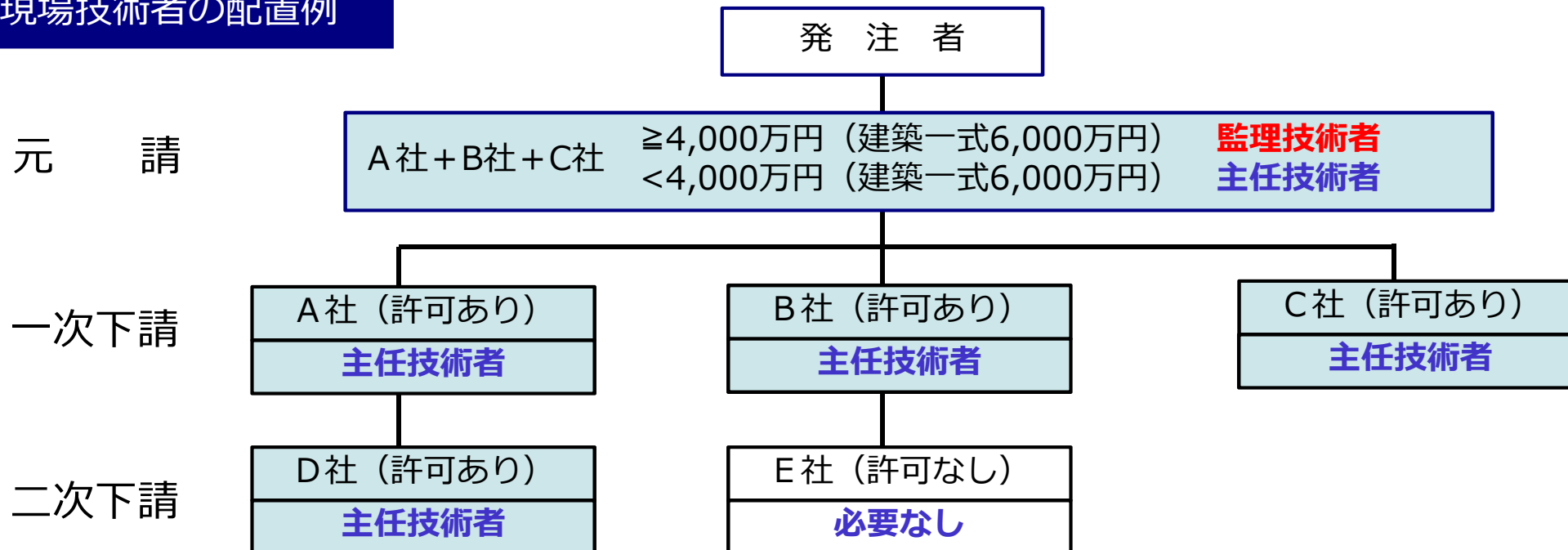
## 監理技術者

発注者から直接工事を請け負い(元請)、かつ、4,000万円(建築一式の場合は6,000万円)以上を下請契約を締結して施工する場合に配置

- 1級の国家資格者 等

または

## 現場技術者の配置例



## 監理技術者等に求められる雇用関係

主任技術者及び監理技術者（以下「監理技術者等」という。）については、工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要とされています。

したがって、以下のような技術者の配置は認められません。

- ①在籍出向者や派遣社員など、直接的な雇用関係を有していない場合
- ②工事期間だけの短期雇用者など、恒常的な雇用関係を有していない場合

（監理技術者制度運用マニュアル 二-四（3））

特に国、地方公共団体等が発注する建設工事においては、専任の監理技術者等は、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に、3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。

恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要です。

（監理技術者制度運用マニュアル二-四（3））



なお、変更等により工事途中で下請契約の請負代金の総額が4,000万円以上となったような場合には、その時点で主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

（監理技術者制度運用マニュアル二-二（4））



## 監理技術者等の職務の明確化

元請の監理技術者等の職務と下請の主任技術者の職務については、大きく二分して整理し、明確化しています。また、下請の主任技術者が専ら複数工種のマネージメントを行い監理技術者に近い役割を担う場合、その職務は下表右欄となります。  
(監理技術者制度運用マニュアル ニー三)

	元請の監理技術者等	下請の主任技術者	【参考】下請の主任技術者 (専ら複数工種のマネージメント)
役割	○請け負った建設工事全体の統括的施工管理	○請け負った範囲の建設工事の施工管理	○請け負った範囲の建設工事の統括的施工管理
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正	○請け負った範囲の建設工事の施工要領書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○工程会議等への参加※	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等への参加※、巡回
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認(原則) ○元請(上位下請)への施工報告	○請け負った範囲の建設工事に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導	○請け負った範囲の建設工事における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○請け負った範囲の建設工事における現場作業に係る実地の総括的技術指導

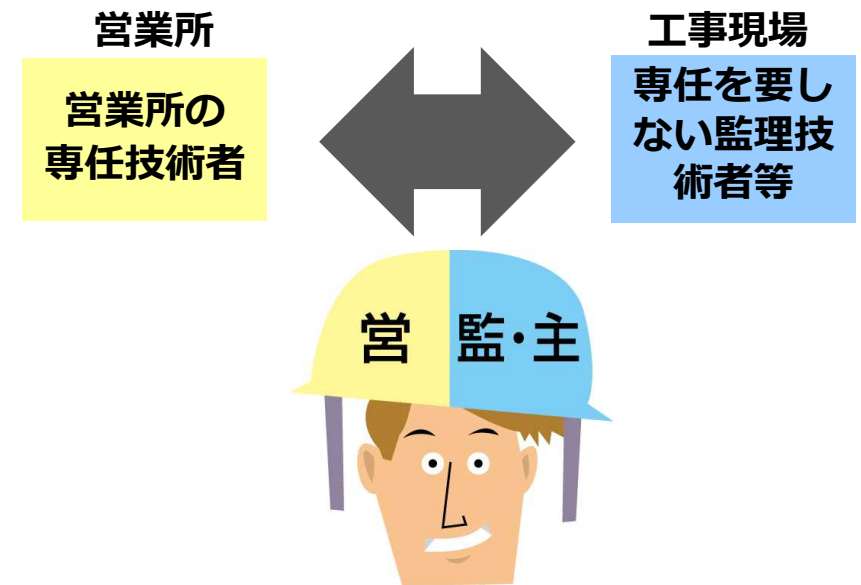
公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事（以下「公共性のある重要な建設工事」という。）で、工事一件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上のものについては、工事現場ごとに専任の監理技術者等を置かなければなりません。  
(建設業法第26条第3項)

- 元請、下請の区別なく監理技術者等の専任が求められます。
- 「公共性のある重要な建設工事」とは、戸建て住宅を除くほとんどの建設工事が該当します。
- 「工事現場ごとに専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいいます。

## ■ 営業所の専任技術者と監理技術者等との関係

営業所の専任技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められるため、原則として監理技術者等を兼務することはできません。ただし、特例として、下記の要件を全て満たす場合は、営業所の専任技術者が監理技術者等となることができます。

- ①当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- ②工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること
- ③専任を要しない監理技術者等であること



専任の監理技術者は、「監理技術者資格者証」の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けている者※の中から選任しなければなりません。（建設業法第26条第4項）

（※選任された監理技術者は、選任期間中のいずれの日においても、その日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。）

また、前項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければなりません。（建設業法第26条第5項）

## 従前の監理技術者資格者証（左）と監理技術者講習修了証（右）

氏名	年 月 日 生 本籍
住所	
写 真	初回交付 年 月 日 交付 年 月 日 交付番号 第 号
	監理技術者資格者証 平成 年 月 日 まで有効
	国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者 印
所属建設業者	許可番号
有する資格	
建設業の種類	土建大左と石屋電管夕鋼筋舗し砂板ガ塗防内機絶通園井具水消
有・無	

(表面)  
(裏面)

監理技術者講習修了証	
修了証番号 第 号	
写 真	本籍氏名 (生年月日 年 月 日)
この者は、建設業法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習の課程を修了した者であることを証します。	
修了年月日 年 月 日	登録講習実施機関代表者 印
(登録番号 第 号)	

(表面)

### 注意事項

- 建設業法第26条第4項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。
- 建設業法第26条第4項に規定する発注者から本証の提示を求められることがある。
- 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

## H28.6.1以後の監理技術者資格者証

氏名	年 月 日 生 本籍
住所	
写 真	初回交付 年 月 日 交付 年 月 日 交付番号 第 号
	監理技術者資格者証 平成 年 月 日 まで有効
	国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者 印
所属建設業者	許可番号
有する資格	
建設業の種類	土建大左と石屋電管夕鋼筋舗し砂板ガ塗防内機絶通園井具水消
有・無	

(表面)  
(裏面)

平成28年6月より統合

監理技術者講習修了履歴	修了証番号: 第 号 修了年月日: 年 月 日
	氏名: 生年月日: 年 月 日
	講習実施機関名: 印
資格者証備考	※講習修了者がラベルを貼る又は建設業技術者センターで修了情報を確認出来た場合は印字

## 技術者の資格一覧表

許可を受けている業種		指定建設業(7業種) (土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園)工事業			その他(左記以外の22業種) (大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体)工事業		
許可の種類		特定建設業者		一般建設業者	特定建設業者		一般建設業者
元請工事における下請金額の合計		4,000万円 <sup>※1</sup> 以上	4,000万円 <sup>※1</sup> 未満	4,000万円 <sup>※1</sup> 以上は契約できない	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円以上は契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②国土交通大臣認定者	①一級・二級国家資格者 ②指定学科+実務経験者 ③実務経験者(10年以上)		①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者	①一級・二級国家資格者 ②指定学科+実務経験者 ③実務経験者(10年以上)	
	技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が3,500万円 <sup>※2</sup> 以上となる工事					
	監理技術者資格者証の必要性	技術者の専任を要する建設工事のときに必要	必要ない		技術者の専任を要する建設工事のときに必要	必要ない	

※1：建築一式工事の場合は、6,000万円

※2：建築一式工事の場合は、7,000万円

## 土木一式工事及び建築一式工事の場合

建設業者は、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これら一式の内容である他の建設工事を自ら施工しようとする場合は、当該建設工事に関する『**専門技術者**』を工事現場に置かなければなりません。（建設業法第26条の2第1項）

## 附帯工事（※）の場合

建設業者は、許可を受けた建設業の建設工事に附帯する他の建設工事（附帯工事）を施工する場合、当該建設工事に関する『**専門技術者**』を置かなければなりません。（建設業法第26条の2第2項）

- 資格要件は、主任技術者と同じです。
- 資格要件が備わっていれば、監理技術者又は主任技術者が兼任できます。
- 専門技術者を配置しない場合は、当該建設工事の許可を受けた建設業者と下請負契約が必要です。
- 建設業の許可を必要としない「軽微な建設工事」を除きます。

## （※） 附帯工事について（建設業法第4条）

建設業者は、許可を受けた建設業以外の建設工事であっても、**許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する工事であれば請け負うことができます**。これを「附帯工事」といいます。

- ①主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事（例：管工事の施工に伴って必要を生じた熱絶縁工事、屋根工事の施工に伴って必要を生じた塗装工事 など）
- ②主たる建設工事を施工するために生じた他の従たる建設工事（例：屋内電気工事の施工に伴って必要を生じた内装仕上工事、建具工事の施工に伴って必要を生じたコンクリート工事 など）

**現場代理人とは、現場において「請負人の任務の代行をする者」**

**現場代理人は、標準請負契約約款（※1）で定められた者であり、建設業法には要件等の規定はない（※2）**

（※1 「公共工事標準請負契約約款」、「建設工事標準下請契約約款」等）

（※2 ただし、現場代理人を選任した場合の通知義務あり〔法第19条の2〕）

**現場代理人と主任技術者又は監理技術者とは兼務可能**

**現場代理人は、**

**原則として工事現場への常駐が求められる**

※標準請負契約約款の改正により、平成22年度以降、現場代理人としての業務に支障がなく、常時連絡が取れる体制にある場合は、常駐を免除することができる



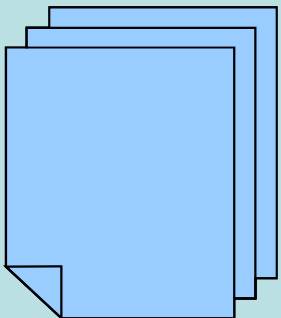
# 施工体制台帳及び施工体系図の作成①

特定建設業者は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が4,000万円（建築一式工事:6,000万円）以上になる場合は、施工体制台帳及び施工体系図を作成することが義務付けられています。（建設業法第24条の7）

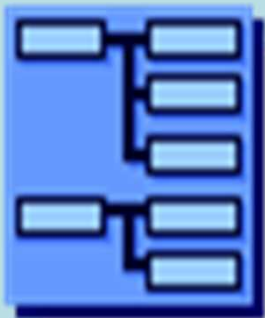
施工体制台帳は、工事施工を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、配置技術者の氏名等を記載した台帳のことをいいます。

## 施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならない工事

元請である特定建設業者が、総額で**4,000万円（建築一式の場合は6,000万円）**以上、下請契約を締結するとき作成



施工体制台帳



施工体系図

### 必要

元請業者	業者	契約内容	金額
元請業者	一次下請	建設工事の請負金額	2,500万円
	一次下請	建設工事の請負金額	2,000万円
	測量業者	測量の委託契約	50万円
	資材業者	資材の売買金額	500万円
	警備業者	警備の請負金額	100万円
	運搬業者	運搬の請負金額	100万円
			<b>4,500万</b> ≥ 4,000万円

### 不要

元請業者	業者	契約内容	金額
元請業者	一次下請	建設工事の請負金額	1,200万円
	一次下請	建設工事の請負金額	800万円
	一次下請	建設工事の請負金額	1,800万円
	資材業者	資材の売買金額	500万円
	警備業者	警備の請負金額	100万円
	運搬業者	運搬の請負金額	100万円
			<b>3,800万</b> < 4,000万円

※ 建設工事に該当しない資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務などの契約金額は含みません。

**※平成27年4月1日以降に契約する公共工事については、下請契約を締結する全ての元請業者が、施工体制台帳を作成しなければなりません。**

何のために施工体制台帳は  
必要なのでしょうか？

施工体制台帳の作成を通じて元請業者に  
現場の施工体制を把握させることで、

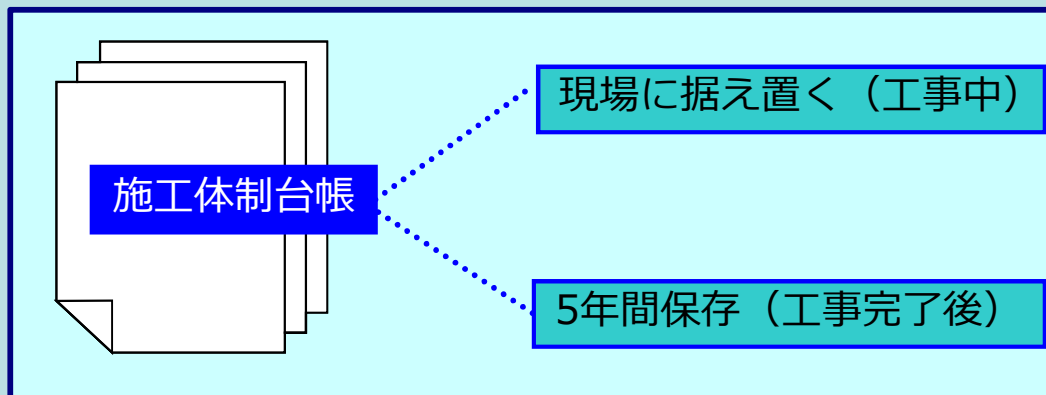
①品質・工程・安全管理などの  
施工上のトラブルの発生

②不良・不適格業者の参入、  
建設業法違反（一括下請負等）

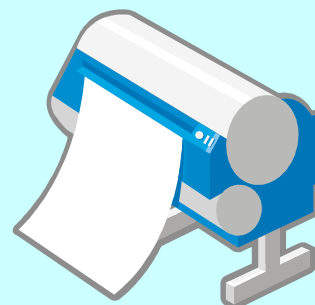
③安易な重層下請 → 生産効率低下

を防止しようとするものです。

施工体制台帳の提出・閲覧・保存



公共工事



写しの提出

民間工事



発注者の閲覧

施工体制台帳の作成が必要な工事については、**公共工事、民間工事を問わず作成しなければなりません。**また、請け負った建設工事の目的物を発注者に引き渡すまでの期間、工事現場ごとに備え置く必要があります。

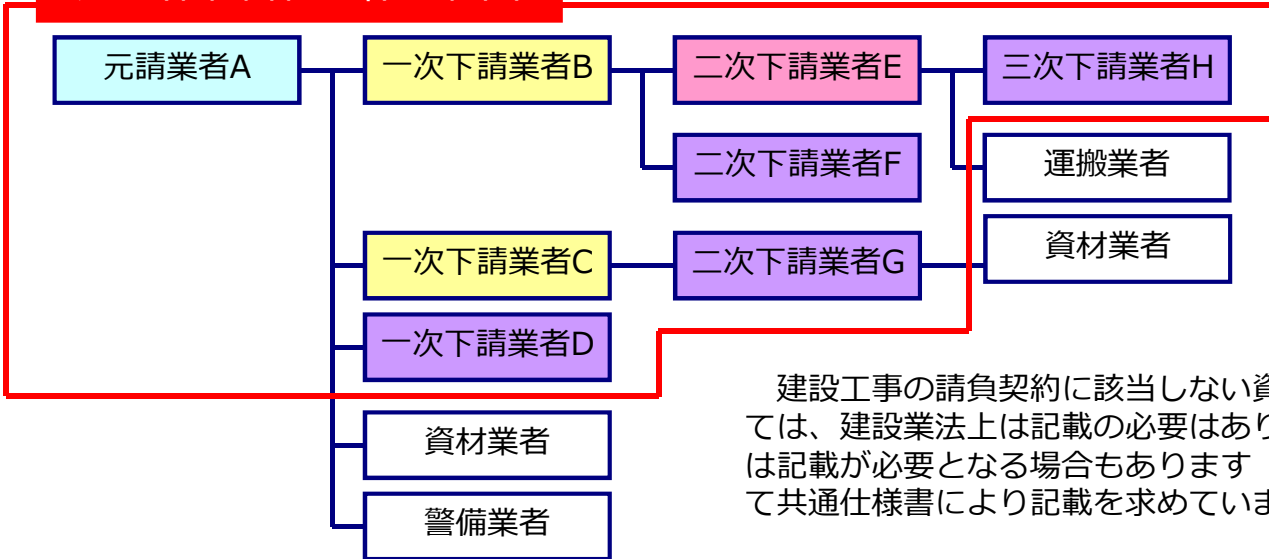
**さらに、公共工事においては施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければなりません。（入札契約適正化法第15条第2項）**



# 施工体制台帳等へ記載する下請負人の範囲

施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負契約」における全ての下請負人（無許可業者を含む。）を指しますので、一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も記載の対象になります。

## 施工体制台帳の作成範囲

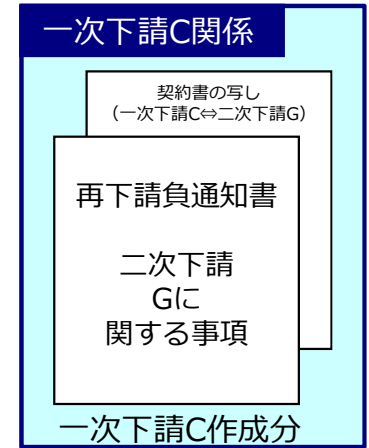
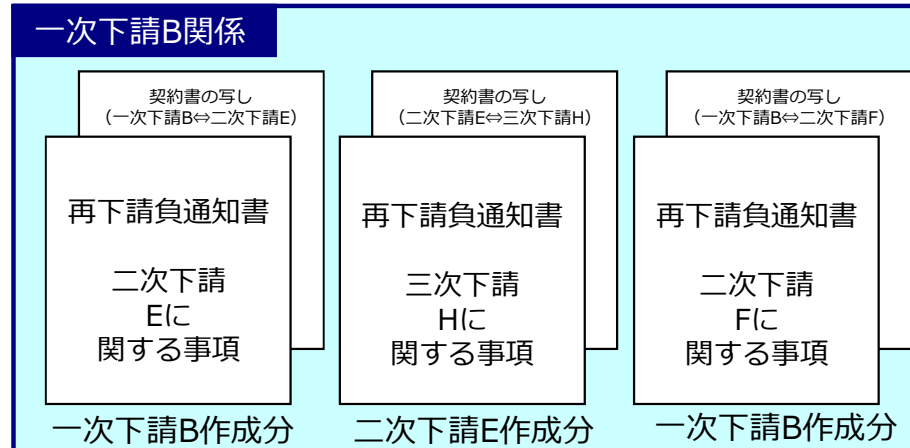
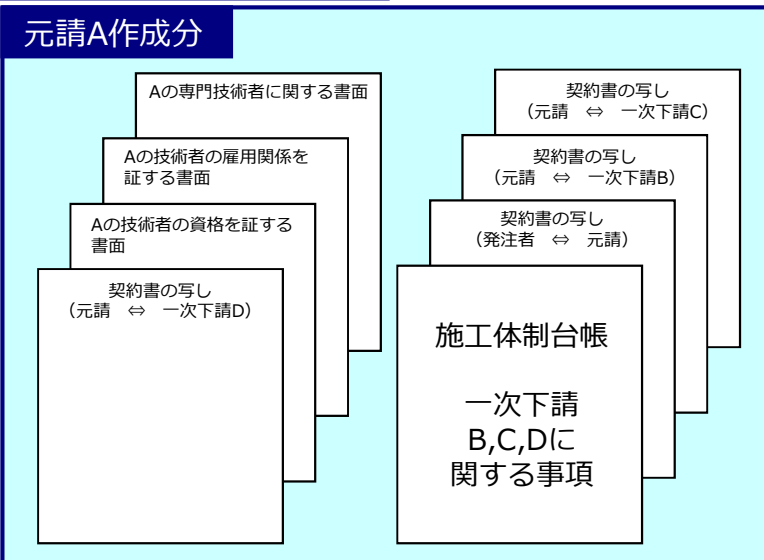


- = 一次下請業者に対し施工体制台帳作成対象工事である旨を通知
- = 二次下請業者に対し施工体制台帳作成対象工事である旨を通知するとともに、元請業者(作成特定建設業者)に対し再下請通知書を提出
- = 三次下請業者に対し施工体制台帳作成対象工事である旨を通知するとともに、元請業者(作成特定建設業者)に対し再下請通知書を提出
- = 再下請負していないため、施工体制台帳作成対象工事である旨の通知及び再下請通知書の提出義務なし

建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などにかかる下請負人等については、建設業法上は記載の必要はありませんが、仕様書等により発注者が記載を求めているときには記載が必要となる場合もあります（例えば、国土交通省発注工事では、警備会社との契約について共通仕様書により記載を求めています。）。

## 施工体制台帳の構成

- ①元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類 ②再下請負通知の記載事項と添付書類



- ※ 一次下請業者D、二次下請業者F、二次下請業者G、三次下請業者H については、再下請負していないため、再下請負通知書の提出義務なし
- ※ 民間工事の場合は、下請間の契約書の「請負金額に係る部分」は除いて良い。

施工体制台帳には、作成特定建設業者の許可に関する事項、請け負った建設工事に関する事項、下請負人に関する事項、社会保険の加入状況、外国人建設就労者の従事状況などを記載しなければなりません。（建設業法施行規則第14条の2）

## 施工体制台帳の記載内容

工事内容と建設業許可

配置技術者の氏名と資格

請負契約関係

社会保険（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）の加入状況

外国人建設就労者の従事状況

## 施工体制台帳の添付書類

### ①発注者との請負契約書

作成建設業者が請け負った建設工事の契約書の写し

### ②下請契約書

一次下請との契約書の写し及び二次下請以下の下請負人が締結した全ての請負契約書の写し

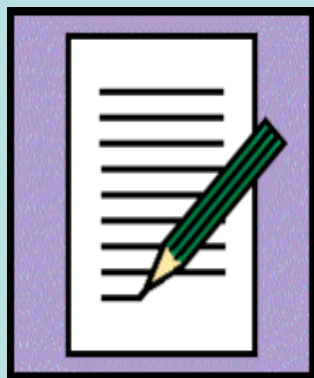
### ③主任技術者又は監理技術者（専門技術者）関係（元請企業）

- 主任技術者が資格を有することを証する書面（学校及び学科を修めたことを証する学校の証明書、実務の経験を証する使用者の証明書、技術認定合格証明書、監理技術者資格者証明書等の写し）
- 監理技術者（専任を要する場合）が監理技術者資格を有することを証する書面（監理技術者資格者証の写し）
- 主任技術者又は監理技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（健康保険証等又は監理技術者資格者証の写し）
- 専門技術者（置いた場合に限る）の資格及び雇用関係を証する書面

## 「施工体制台帳・施工体系図」作成に係る関係者への周知義務 (建設業法施行規則第14条の3)

まずは、施工体制台帳作成工事であることを工事関係者に周知しよう

掲  
示



### 行う者：元請業者

- 現場内の見やすい場所に  
**再下請通知書の提出案内**を  
掲示

### 現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション/△△営業所まで、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を提出して下さい。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類を提出して下さい。

〇〇建設（株）

書  
面  
通  
知



### 行う者：全ての業者

- 下請に工事を発注する際、  
以下を**書面で通知**
- 元請業者の名称
- 再下請負通知が必要な旨
- 再下請通知書提出場所

### 下請業者への書面通知例

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7第1項により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

① この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

② 貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成特定建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号

〇〇建設(株)

再下請負通知書の提出場所

工事現場内建設ステーション/△△営業所

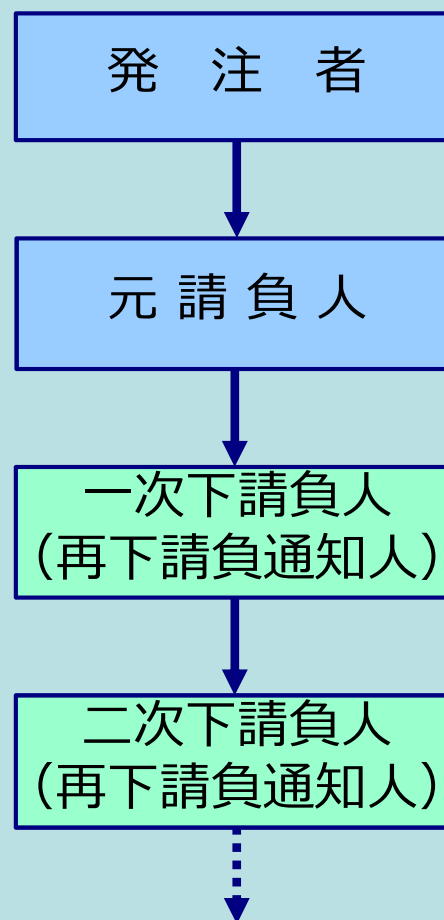
施工体制台帳の作成が義務付けられたことに伴い、下請負人がさらにその工事を再下請負した場合、元請である特定建設業者に対し、再下請負通知書を提出しなければなりません。

(建設業法第24条の7第2項)

## 再下請負通知書の内容

- ① 自社に関する事項
- ② 自社が注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項
- ③ 自社が下請契約を締結した再下請負人に関する事項 (注)
- ④ 自社が再下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項 (注)
- ⑤ 社会保険（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）の加入状況
- ⑥ 外国人建設就労者の従事の状況

(注) 添付書類（請負契約書の写し）に記載されている事項は、再下請通知書への記載が省略できます。

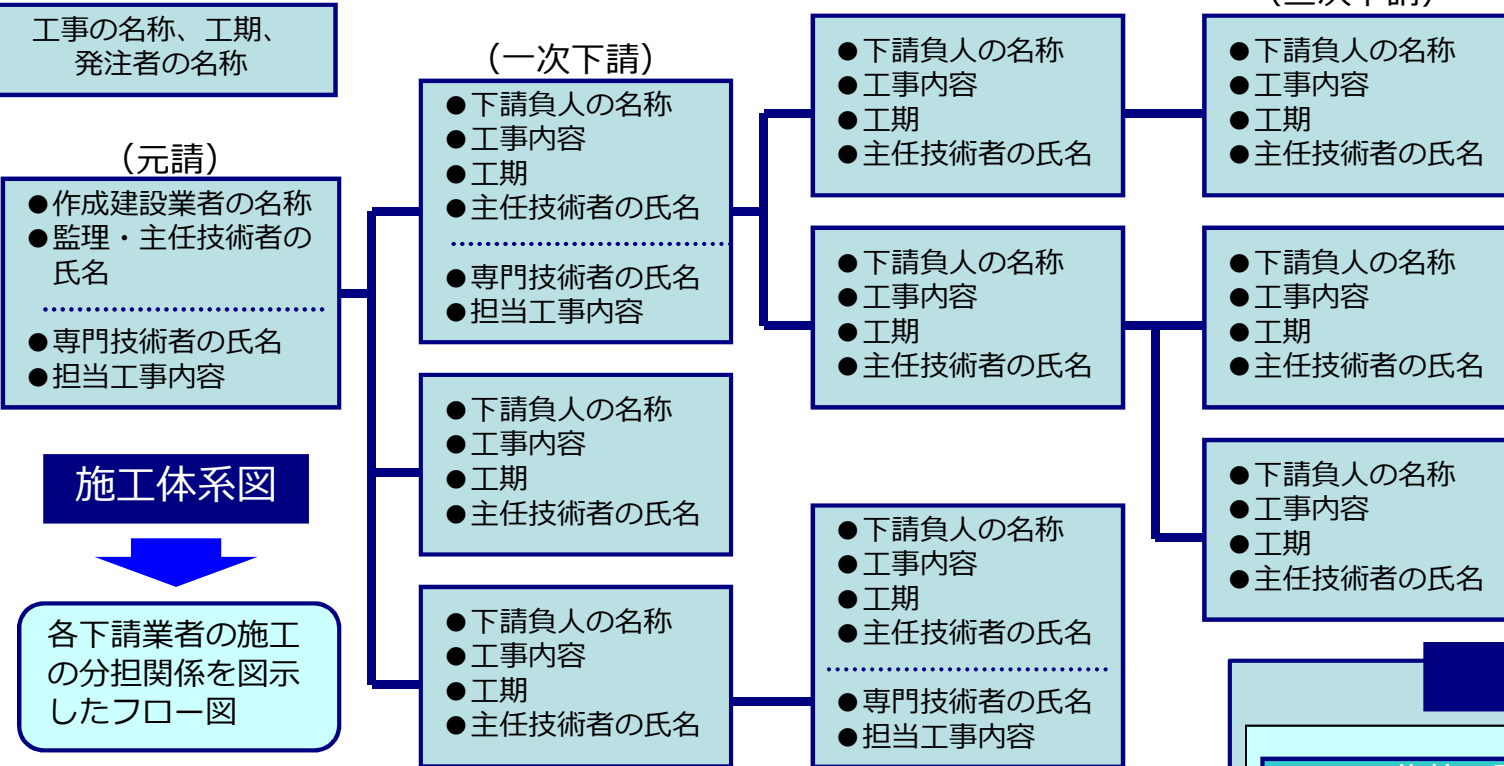


## 再下請負通知書

二次下請負人がさらにその工事を再下請負した場合は再下請通知書を元請負人に提出します（一次下請負人経由可）。

施工体系図は、作成された施工体制台帳に基づいて、各下請負人の施工分担関係が一目で分かるようにした図のことです。施工体系図を見ることによって、工事に携わる関係者全員が工事における施工分担関係を把握することができます。

## 施工体系図のイメージ

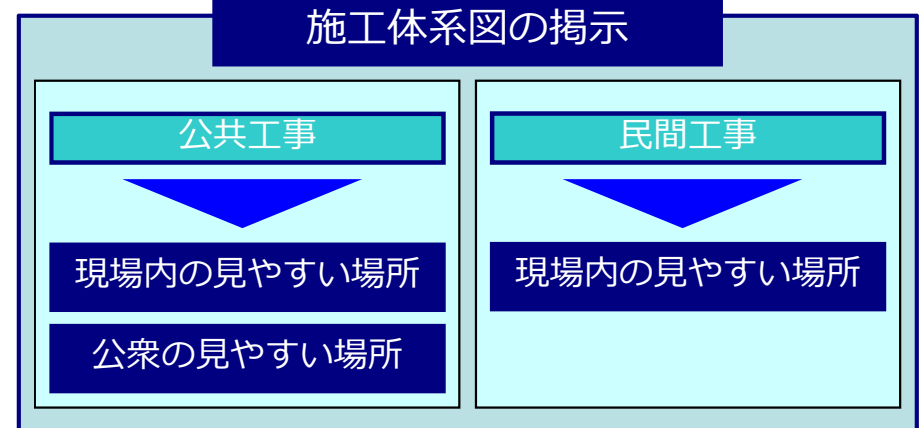


注1) 下請負人に関する表示は、現に施工中（契約書上の工期中）の者について行うことが必要です。

注2) 主任技術者の氏名の記載は、当該下請負人が建設業者である場合に限り必要です。（主任技術者は、当該下請負人が建設業者であるときに置くことが義務付けられています。）

注3) 「専門技術者」とは、監理技術者又は主任技術者に加えて置く建設業法第26条の2の規定による技術者をいいます。

## 施工体系図の掲示



施工体系図は工事の期間中、**公共工事については工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所**に、民間工事については工事関係者が見やすい場所に、掲示しなければなりません。（建設業法24条の7）

したがって、工事の進行によって表示すべき下請業者に**変更があった場合は、速やかに施工体系図の表示の変更**をしなければなりません。

建設業法では、建設業の営業又は建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにするため、建設業者に対し、その店舗及び建設工事現場ごとに、一定の標識を掲げることを義務付けています。（建設業法第40条）

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
		国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
		国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
この店舗で営業している建設業			

35cm以上 (height)

40cm以上 (width)

記載要領

「国土交通大臣知事」については、不要のものを消すこと。

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
		資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号		
許可年月日			

25cm以上 (height)

35cm以上 (width)

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣知事」については、不要のものを消すこと。